

## 由良川流域懇談会規約

## (名称)

第 1 条 本会は、「由良川流域懇談会」（以下「懇談会」という。）と称す。

## (設置目的)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項を目的として近畿地方整備局長が設置する。

- 一 懇談会は、「由良川水系河川整備計画」に基づく、由良川の河川整備を推進するにあたり、「人と川との関わり方」「川づくりのあり方」などにつき、流域住民、関係自治体など流域との連携交流を図るための、意見交換会・討論会などを実施する。
- 二 懇談会は、「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）にもとづき「由良川水系河川整備計画」の変更案の作成に際して意見を述べる他、事業の進捗に関して点検を行うものとする。

## (組織等)

第 3 条 懇談会の委員は、由良川に関し学識経験などを有する者のうちから、近畿地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
- 3 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、懇談会の委員として追加するよう近畿地方整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は、他の委員と同じとする。

## (座長)

第 4 条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。

2 懇談会は、第2条第二号に規定する審議等を行う場合には、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

3 懇談会は、出席委員の過半数をもって意志決定を行う。(同数の場合は座長の裁量に委ねる。)なお、少数意見については懇談会が必要と認めるものはこれを付す。

4 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、座長の許可を得たとき、説明や意見の表明ができる。

5 懇談会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く(書面を含む)事ができる。

(部会等)

第6条 事務局は、由良川水系河川整備計画に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(情報公開)

第7条 懇談会及び懇談会の審議に関する情報は原則公開とし、情報公開の方法については懇談会でこれを定める。

2 懇談会の事務局は、前項で定められた内容について必要な措置を講ずる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所に置き、懇談会の庶務を処理する。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成16年3月23日から施行する。

この規約は、平成20年12月19日改正。

この規約は、平成24年3月19日改正。

この規約は、令和元年9月5日改正。